

3月12日の発言概要

みやぎ生協副理事長 コープふくしま本部長 野中俊吉

さようなら原発岩手県集会にご参加のみなさん、大変ごくろうさまです。

まず岩手県のみなさまには、ALPS処理水の海洋放出反対署名集めに、本気で取り組んでいただき、すでに36,000筆もの署名を届けていただいていること、本当にありがとうございます。

岩手のみなさまの取り組みに元気をもらいながら、私たち署名活動の事務局も精いっぱい取り組んでくることができています。おかげさまで署名数は現在16万8,000筆となっています。

3月の30日にこの署名を持参して、経済産業省と東京電力本社に対し、ALPS処理水の海洋放出には断固反対である旨要請してきます。

コープふくしまの組合員は11年前の原発事故による放射能汚染を受けてもがき苦ししながらも、放射能汚染に向き合う様々な取り組みを進めてきました。特徴的には実際の食事に含まれる放射性物質量の調査を行い身体への影響度を自分の物差しで判断して福島で生活する自信を取り戻しました。また福島県の产品を買い支えてもらえるよう、全国のコープに訴え続けて大きな支援を受けてきました。それは意図しない原発事故によって引き起こされた放射能汚染に向き合い、コープ組合員を含めた県民の尊厳を取り戻すためにはとても大切な取り組みでした。

ところがそれに対して、昨年4月の政府と東電によるアルプス処理水の海洋放出方針決定は、汚染を広げる確信犯ともいべき行為であり、今までふくしまに寄り添ってくれた全国の仲間に對して、意図的に汚されたものを食べてくれとは絶対に言えないわけで、これまで生産者や福島県民を支えてくれた全国の方々に申し開きができなくなってしまうと感じ、政府と東電に大きな怒りを覚えました。

そこで、このまま黙っているわけにはいかないと、海洋放出反対署名に取り組むことにしました。署名に際しては立ち上げの速さを最優先に考え、組織確認の整ったみやぎ生協・コープふくしま、宮城県漁業協同組合、宮城県生協連、福島県生協連の4団体を呼びかけ団体に昨年の6月8日から開始しました。ありがたいことに、この署名活動には生協や漁協以外の様々な団体個人が合流してくれています。

署名の取り組みと並行して、オンラインでのアルプス処理水問題学習会を全国のコープ関係者の協力を得て開催してきました。今まで34回実施され全国の生協関係者を中心に1590名の方々が参加されています。アルプス処理水問題は少し難しいのですが学習が署名を広げる原動力になっていると感じています。いわて生協さんのように、独自に学習資料を作成して学習と並行して署名を広げるような素晴らしい取り組みも行われてきています。

署名の手ごたえについて宮城県漁協の寺沢春彦組合長は「海洋放出を不安に思っている人が多いことを見る状態にできている。生産者と消費者が一緒に取り組めてとてもうれしい。」と話されています。

今後も署名と学習会をセットでアルプス処理水放出反対の世論を広めていきたいと考えています。

次に、署名の内容ですが、掲げた要請項目は一つです。

それは、2015年に政府と東電が、サブドレン等の排水実施に際して福島県漁連に文書で約束

した「漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取り組みを行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。としたその状態に立ち返ることを求めるものです。

ですから風評対策などの条件闘争とは基本スタンスが違います。

この一点を搖るがないものとして署名と学習を進めています。

そのうえで、政府東電の海洋放出計画の問題点もいくつか指摘したいと思います。

- ① 政府東電の説明からは、あたかもアルプス処理水は他の原発の排水と同一であるかのように理解されがちですが実態は全く違い、日常排水には含まれない57種類もの放射性物質が含まれていると学習会で知りました。
- ② 地球上の水は無制限にあるかのごとき認識でいましたが、地球上のすべての水を集めて、地球の容積の1000分の1しか無いということです。あらゆる放射能汚染水をこの限られた量の海水の中に流し続けることは子供や孫やあらゆる生物に対する犯罪行為のようにも感じてしまいます。
- ③ 政府は福島第一原発の廃炉を遅くとも2051年に完了すると計画しています。しかし爆発事故を起こしていない福島第2原発の廃炉は2064年までかかるという計画です。汚染水があるから燃料デブリなどの保管場所がなくなるかのような印象づくりがされますが、事故発生から11年経過した今なお、わずか耳かき一杯分のデブリさえも取り出せていないのです。これで2051年の廃炉が見通せるわけはありません。原子力市民委員会の専門家からはデブリの取り出しは当面不可能ではないかとの見解が出され、廃炉には100年単位の時間がかかるとの指摘もされています。ALPS処理水の海洋放出を行っても廃炉が大きく前進することは無いと思います。
- ④ 政府東電の海洋放出方針を見ると、トリチウムの放出濃度（運用基準）は1リットル当たり1,500ベクレルですが、トリチウム単体の告示濃度（放出濃度基準）は60,000ベクレルのはずです。政府東電が告示濃度よりも40倍も厳しい運用基準とする理由を専門家に聞いてみると、告示濃度よりも40倍も厳しい運用基準にせざるを得ないのは、トリチウム以外の放射性物質の放射線が環境基準に影響していて、トリチウムの枠は1,500ベクレルしか残されていないのが理由のことです。トリチウムだけを海洋放出するかのごとき説明がなされたしたらまさに虚偽の説明ということになってしまいます。アルプス処理水は言うなれば「多核種汚染水」です。

ところで、この海洋放出問題は漁業者だけの問題でなく、国民一人一人の問題と考えています。

私たち国民には憲法に保障された幸福追求権があります。

「放射能汚染を心配しながら魚介類を食べたくない、おいしい魚を安心して食べたい」、「放射能汚染の心配が無い海で、海水浴やマリンスポーツを楽しみたい」 こういう日常の幸福を求める権利が私たちに保障された幸福追求の権利だと思います。国民一人一人が海洋放出問題の利害関係者です。

今後とも、政府と東電に対して、問題だらけの海洋放出方針は撤回し2015年の状態に立ち返るべきことを強く訴えていきたいと思います。

以上です。